

黒潮町国民保護計画
資料編

平成31年2月

黒 潮 町

目 次

資料編.....	1
国民保護に関する用語.....	1
1 関係機関の連絡先.....	6
1-1 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）.....	6
1-2 県関係機関（県警察含む）.....	7
1-3 町関係施設.....	7
1-4 その他の機関.....	8
2 各課室の業務.....	10
2-1 町の各課室における平素の業務.....	10
2-2 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員.....	14
2-3 町対策本部の設置施設及び代替施設.....	14
2-4 町対策本部の組織構成.....	15
2-5 町の各課室における武力攻撃事態における業務.....	16
3 様式集.....	21
3-1 被災情報の報告様式.....	21
3-2-1 【様式第1号】安否情報の収集様式(避難住民・負傷住民).....	22
3-2-2 【様式第2号】安否情報の収集様式(死亡住民).....	23
3-2-3 【様式第3号】安否情報報告書.....	24
3-2-4 【様式第4号】安否情報照会書.....	25
3-2-5 【様式第5号】安否情報回答書.....	26
3-3-1 特殊標章.....	27
3-3-2 身分証明書(第2条関係).....	28
3-3-3 様式第1号(第4条関係)特殊標章等に係る交付申請書.....	30
3-3-4 様式第2号(第4条関係)特殊標章等の交付をした者に関する台帳... ..	31
3-3-5 様式第3号(第9条関係)特殊標章再交付申請書.....	32
3-3-6 様式第4号(第12条関係)身分証明書再交付申請書.....	33
4 避難に関する資料.....	34
4-1 地形.....	34
4-2 主要道路網図.....	35
4-3 鉄道駅・路線図.....	36
4-4 輸送力・輸送施設に関する情報等.....	38
4-5 避難施設リスト.....	40
4-6 自治会、自治防災組織等リスト.....	41
4-7-1 消防団の構成.....	42
4-7-2 消防ポンプ等配備状況.....	44
4-7-3 消防水利の現状.....	44
4-8 避難実施要領のパターン.....	45
5 救援に関する資料.....	52
5-1 医療機関等.....	52
5-2 火葬場.....	53

6	武力攻撃への対処に関する資料	54
6-1	生活関連等施設の種類及び所管省庁等	54
7	協定一覧	55
8	通信	63
8-1	消防無線配備状況	63
8-2	災害時優先電話	65
8-3	関係報道機関一覧	66

資料編

国民保護に関する用語

(法令名等)

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律【平成16年法律第112号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令【平成16年政令第275号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令【平成17年総務省令第44号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第一追加議定書】 ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律【平成16年法律第114号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律【昭和48年法律第48号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成16年厚生労働省告示第343号】
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

(住民関連)

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
避難行動要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられる。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第5条第2項】

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。 【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。【事態対処法第25条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。【国民保護法第183条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)または化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】

治 安 出 動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣がやむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動【自衛隊法第 78 条、第 81 条】
防 衛 出 動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動【自衛隊法第 76 条】
国 民 保 護 等 派 遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第 5 条第 1 項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第 2 項の求めがあつた場合に、内閣総理大臣の承認を請け実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣【自衛隊法第 77 条の 4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第 25 条】

(避難、救援等関連)

用 語	意 義
要 避 難 地 域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第 52 条】
避 難 先 地 域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。【国民保護法第 52 条】
関係近接要避難地域	法第 54 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要 避 難 地 域 等	要避難地域および関係近接要避難地域をいう。
受 入 地 域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。【国民保護法第 58 条】
応 急 復 旧	一時的な補修や修繕のことをいう。(当面の機能を回復させるのみ。)【国民保護法第 139 条】
武 力 攻 撃 災 害 復 旧	武力攻撃により被害を受けた施設または設備の復旧のことをいう。(本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。)【国民保護法第 141 条、第 171 条】
対 処 措 置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置(①侵害排除、②国民保護(武力攻撃災害復旧は含まない。))をいう。【事態対処法第 2 条】
国 民 保 護 措 置 (国民の保護のための措置)	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置(武力攻撃災害復旧を含む。)をいう。【国民保護法第 2 条】
緊 急 対 処 保 護 措 置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地

	方公共機関が法第 183 条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 【国民保護法第 172 条】
安 否 情 報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。【国民保護法第 94 条】
緊 急 物 資	避難住民等の救援に必要な物資および資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資および資材をいう。 【国民保護法第 79 条】
物 資 (救援の実施に必要な物資)	救援の実施に必要な物資(医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等)をいう。【国民保護法第 81 条】
特 定 物 資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 【国民保護法第 81 条】

(関係機関、施設関連)

用 語	意 義
指 定 行 政 機 関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。【事態対処法第 2 条】 ・内閣府、宮内庁ならびに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項および第 2 項に規定する機関ならびに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条および第 54 条ならびに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条および第 55 条ならびに宮内庁法第 16 条第 2 項ならびに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条および第 56 条ならびに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指 定 地 方 行 政 機 関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条および第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)ならびに宮内庁法第 17 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第 2 条】
指 定 公 共 機 関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第 2 条】

指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的 事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律 第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を 管理する法人および地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平 成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをい う。【国民保護法第2条】
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。 【国民保護法第11条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第16条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。 【国民保護法第19条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長 等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。 【国民保護法第41条】
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の4第1項に規定す る緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第102条第1項(発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等)に規定 する施設をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官をいう。 【国民保護法第98条】
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官をいう。 【国民保護法第63条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部 隊等の長をいう。【国民保護法第64条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第7条の管区海上保安本部の事務所の長をい う。【国民保護法第61条】

1 関係機関の連絡先

1-1 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
消 防 庁	国民保護・防災部 国民保護室	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7550 (F)03-5253-7543	—
高知海上保安部	—	高知市棧橋通 5-4-55	088-832-7111	—
土佐清水 海上保安署	—	土佐清水市旭町 18-46	0880-82-0464	緊急通報用 電話番号 0880-82-4999
四国地方整備局	中村河川 国道事務所	四万十市右山 2033-14	0880-34-7301	—
四国地方整備局	高知港湾・ 空港整備事務所	高知市種崎 874	088-847-3512 (F)088-837-3001	(企画調整課)
中国四国農政局	高知県拠点	高知市北本町 4 丁目 3-41	088-875-7236 (F)088-872-7531	—
中国四国農政局	高知地域センター 四万十支所	四万十市右山五月町 3-12	0880-34-1231	—
高知地方气象台	防災業務課	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎	088-822-8882	—
(公財)日本中毒 情報センター	本部事務局	茨城県つくば市 天久保 1-1-1 つくば総合健診センター内	029-856-3566	072-727-2499 (一般市民向け 中毒 110 番)
四国管区警察局	広域調整第二課	高松市中野町 19-7	087-833-2111	—
中国四国防衛局	企画部 地方調整課	広島市中区上八丁堀 6-30 (広島合同庁舎 4 号館)	082-223-8324 (F)082-223-0336	—
四国財務局 (高知財務事務所)	総務課	高知市栄田町 2 丁目 2 番 10 号	088-822-9177 (F)088-823-8335	—
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	総務課	高松市ポポート 3-33 高松ポポート合同庁舎 4 階	087-851-9565 (F)087-822-6299	—
四国森林管理局 (四万十森林 管 理 署)	—	四万十市中村丸の内 1707-34	0880-34-3155 (F)0880-35-5310	—
四国経済産業局	総務企画部 総務課	高松市ポポート 3-33 高松ポポート合同庁舎 7 階	087-811-8900	—
四国運輸局 高知運輸支局	総務企画課	高知市棧橋通 5-4-55 高知港湾合同庁舎	088-832-1175 (F)088-831-0457	—
大阪航空局 高知空港事務所	総務課	南国市物部	088-863-2621 (F)088-863-2952	—
四国総合通信局	—	松山市味酒町 2 丁目 14-2	089-936-5011 (F)089-936-5007	—
陸上自衛隊	第 14 旅団	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311	—

海上自衛隊 呉地方総監部	—	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511 (F)0823-22-5692	(衛 星) 64-034-101-158
航空自衛隊 西部航空方面隊	—	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 (F)092-581-4031	—
自衛隊高知地方 協力本部	—	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎 8F	088-822-6128	—
自衛隊高知地方 協力本部	(四万十地域 事務所)	四万十市中村大橋通 6-3-7	0880-35-3096	—

1 - 2 県関係機関（県警察含む）

名 称	担当部署	所在地	電話・F A X メールアドレス	その他の 連絡方法
高知県	危機管理・防災 課	高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号	088-823-9018 (F)088-823-9253	—
幡多土木事務所	総務課	四万十市古津賀 4 丁目 61 番地 古津賀合同庁舎内	0880-34-5222 (F)0880-35-5328	—
幡多福祉保健所	—	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎内	0880-35-5979 (F)0880-35-5980	—
衛生研究所	環境調査課	高知市丸ノ内 2 丁目 4 番 1 号	088-821-4960 (F)088-872-6324	—
西部家畜 保健衛生所	—	四万十市具同 5208	0880-37-2148 (F)0880-37-5326	—
中村警察署	—	四万十市右山 2034-17	0880-34-0110	—

1 - 3 町関係施設

名 称	担当部署	所在地	電話・F A X	その他の 連絡方法
佐賀診療所	—	黒潮町佐賀 746 番地 1	55-2037	—
拳ノ川診療所	—	黒潮町拳ノ川 31 番地 1	55-7111	—
伊与喜出張診療所	—	黒潮町伊与喜 25 番地 1	—	—
鈴出張診療所	—	黒潮町鈴 317 番地 3	55-7283	—
拳ノ川歯科診療所	—	黒潮町拳ノ川 31 番地 1	55-7143	—
黒潮町保健 福祉センター	—	黒潮町入野 2017 番地 1	43-2835	—
黒潮町総合 保健センター	—	黒潮町拳ノ川 31 番地 1	55-7373	—
黒潮町佐賀学校 給食センター	—	黒潮町佐賀 553 番地 1	55-2166 (F)55-2180	—
黒潮町大方学校 給食センター	—	黒潮町入野 5220 番地	31-3201 (F)31-3202	—
大方あかつき館	—	黒潮町入野 6931 番地 3	43-2110 (F)43-0222	—

黒潮町総合センター	—	黒潮町佐賀 1080 番地 1	55-3371	—
黒潮町衛生センター	—	黒潮町灘 898 番地	44-1185	—

1 - 4 その他の機関

名 称	担当部署	所在地	電話・F A X	その他の 連絡方法
幡多中央消防組合 黒潮消防署	—	幡多郡黒潮町伊田 2629-1	0880-44-2600 (F)0880-44-2255	—
日本赤十字社 高知県支部	—	高知市丸ノ内 1-7-45	088-872-6295 (F)088-872-6299	—
NTT 西日本高知支店	設備部 災害対策室	高知市仲田町 13-41 N T T 潮江ビル	088-834-4246 (F)088-831-6141	—
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ ドコモ四国	—	高松市サンプラザ 2-1 高松シボルター サンプラザ ビジネススクエア	087-825-5352	—
K D D I 株式会社	—	東京都千代田区飯田橋 3-10-10	03-3347-0077 (本社代表) 0077-7-111	157 (au 電話から)
ソフトバンク モバイル株式会社	四国技術部	香川県高松市寿町 2-2-7	087-825-1812 (F)087-825-1840	—
四国電力株式会社	中村支店 総務部総務課	四万十市中村大橋通 6 丁目 9-21	0880-34-6760 (F)0880-34-6694	—
四国旅客鉄道 株式会社	総務課	高松市浜ノ町 8-33	087-825-1622	—
土佐くろしお鉄道	総務課	四万十市駅前町 7 番地 1	0880-35-5240 (F)0880-34-2299	—
高知西南交通 株式会社	—	四万十市佐岡 434-1	0880-34-1266 (F)0880-34-1268	—
有限会社 四万十交通	—	高岡郡四万十町琴平町 16-28	0880-22-1131	—
社団法人高知県 バス協会	—	高知市大津乙 1879-9	088-866-0505	—
一般社団法人高知県 トラック協会	—	高知市南ノ丸町 5-17	088-832-3499 (F)088-831-0630	—
日本放送協会 高知放送局	—	高知市本町 3-3-12	088-823-2300	—
日本郵便株式会社 四国支社	総務部 企画課	松山市宮田町 8-5	089-936-5121	—
株式会社 エフエム高知	—	高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 5 号	088-872-1100 (F)088-875-8787	—
高知さんさんテレビ 株式会社	—	高知市若松町 10-11	088-880-0033	—
株式会社 テレビ高知	報道制作局	高知市北本 3-4-27	088-880-1111	—
黒潮町建設協会	会長 堀孝 (橋田建設)	黒潮町蜷川 4157	0880-44-1110 (F)0880-44-1266	—
高知はた農業 協同組合	—	四万十市右山五月町 7-40	0880-34-5555	—

高知はた農業協同組合	(大方支所)	黒潮町入野 2098	0880-43-1211	—
高知はた農業協同組合	(佐賀支所)	黒潮町佐賀 888	0880-55-2511	—
高知県漁業協同組合 佐賀統括支所	—	黒潮町佐賀 381	0880-55-2929	—
幡東森林組合	—	黒潮町熊井 346-8	0880-55-2021	—
黒潮町商工会	—	黒潮町入野 1936-1	0880-43-1203	—
黒潮町商工会	(佐賀支所)	黒潮町佐賀 1274-3	0880-55-2286	—
黒潮町社会福祉協議会	—	黒潮町入野 2017 番地 1 黒潮町保健福祉センター内	0880-43-2835	—
幡多医師会	—	四万十市右山字明治 383-8	0880-34-3086 (F)0880-34-4969	—
高知県歯科医師会 幡多支部	会長 山本歯科医 (幸徳歯科)	四万十市大橋通 6-1-24	0880-34-5578	—
高知県薬剤師会 幡多支部	会長 豊島薬剤師 (すみれ薬局)	四万十市中村東町 1 丁目 79	0880-34-4193	—
高知県看護協会 幡多支部	会長 竹林看護師 (渭南病院)	土佐清水市越前町 6-1	0880-82-1151	—
特別養護老人ホーム シーサイドホーム	—	黒潮町有井川 12 番地 1	0880-44-1911	—
黒潮町特別養護 老人ホームかしま荘	—	黒潮町佐賀 3177 番地	0880-55-3591	—

2 各課室の業務

2-1 町の各課室における平素の業務

	課室名	平 素 の 業 務
本 庁	情報防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護協議会の運営に関する事。 ・町国民保護対策本部に関する事。 ・避難実施要領の策定に関する事。 ・物資及び資材の備蓄等に関する事。 ・国民保護措置の訓練に関する事。 ・被害復旧活動の応急対策の計画推進に関する事。 ・職員の動員及び非常召集に関する事。 ・消防団に関する事。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 ・防災行政無線の管理及び通信の統制に関する事。 ・自主防災組織との連携及び指導に関する事。 ・特殊標章等の交付等に関する事。 ・避難所の開設に関する事。 ・安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・避難所の管理・運営体制の整備に関する事。 ・避難所設置の協力に関する事。 ・自主防災組織との連携、指導、支援に関する事。 ・消防車両、機械器具等の保管及び点検整備に関する事。 ・相互応援協力に関する事。 ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急救助を含む）
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・区長等、地域住民への指示伝達の協力に関する事。 ・町有施設の管理及び災害対策に関する事。 ・避難等に要する車両、燃料等の調達に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・生活必需品の確保に関する事。 ・保護措置に要する予算及び資金に関する事。 ・保護措置に伴う出納経理に関する事。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関する事。 ・食糧の調達に関する事。 ・住民の避難誘導に関する事。
	企画調整室	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び広報に関する事。 ・関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ・災害情報の記録資料被害写真等に関する事。 ・災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関する事。 ・他市町村等の応援受け入れに関する事

	課室名	平 素 の 業 務
本 庁	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・生活必需品の確保に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・医薬品、その他衛生資材の確保及び供給体制に関すること。 ・救護所の設置及び運営に関すること。 ・民間医院との協力体制の整備に関すること。 ・避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・日赤高知県支部及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・ボランティア等への支援に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・生活関連等施設の把握に関すること。 ・被災による死体の処理に関すること。 ・防疫に関すること。 ・被災者（避難者）に対する炊出し計画に関すること。 ・災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。
	住 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・被災による死体の処理に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。
	税 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所設置の協力に関すること。 ・町税に関すること ・住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること。
	まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・道路及び交通の確保に関すること。 ・生活関連等施設の把握に関すること。 ・土木建築技術者及び従事者の確保に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・町営住宅の管理に関すること。 ・上水道の応急対策に関すること。 ・飲料水の安全確保及び応急給水計画に関すること。
	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・道路及び交通の確保に関すること。 ・生活関連等施設の把握に関すること。 ・農作物及び農業用施設の被害防止に関すること。 ・家畜等の伝染病予防に関すること ・農協等との連絡調整に関すること。 ・農業集落排水施設の維持管理及び災害復旧計画に関すること。 ・障害物の除去に関すること。
	産業推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・食糧の調達に関すること。 ・商工会との連絡調整に関すること。 ・観光施設の被害対策及び観光客の避難計画に関すること。

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・学校施設、社会教育施設、社会体育施設の管理保全に関すること。 ・保育所の避難計画に関すること。 ・児童生徒の避難及び救援に関すること。 ・災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。 ・文化財の災害予防及び調査に関すること。
出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・保護措置に伴う出納経理に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会との連絡に関すること。

	課室名	平 素 の 業 務
佐賀支所	地域住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国民保護措置の訓練に関すること。 ・被害復旧活動の応急対策の計画推進に関すること。 ・職員の動員及び非常召集に関すること。 ・消防団に関すること。 ・区長等、地域住民への指示伝達の協力に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・防災行政無線の管理及び通信の統制に関すること。 ・情報の収集及び広報に関すること。 ・自主防災組織との連携及び指導に関すること。 ・特殊標章等の交付等に関すること。 ・町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・避難等に要する車両、燃料等の調達に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・生活必需品の確保に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・関係機関、団体との連絡調整に関すること。 ・災害情報の記録資料被害写真等に関すること。 ・被災納税者の税の減免等に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・避難所の管理・運営体制の整備に関すること。 ・避難所設置の協力に関すること。 ・応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・食糧の調達に関すること。 ・被災による死体の処理に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。 ・自主防災組織との連携、指導、支援に関すること。 ・消防車両、機械器具等の保管及び点検整備に関すること。 ・相互応援協力に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。 ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急救助を含む） ・その他国民保護全般に関すること。

	課室名	平 素 の 業 務
佐 賀 支 所	地域住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・ 生活必需品の確保に関すること。 ・ 避難所設置の協力に関すること。・ 医薬品、その他衛生資材の確保及び供給体制に関すること。 ・ 救護所の設置及び運営に関すること。 ・ 民間医院との協力体制の整備に関すること。 ・ 避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・ 日赤高知県支部及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・ ボランティア等への支援に関すること。 ・ 応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・ 生活関連等施設の把握に関すること。 ・ 被災による死体の処理に関すること。 ・ 防疫に関すること。 ・ 被災者（避難者）に対する炊出し計画に関すること。 ・ 災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。
	海洋森林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・ 避難所設置の協力に関すること。 ・ 応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・ 道路及び交通の確保に関すること。 ・ 生活関連等施設の把握に関すること。 ・ 食糧の調達に関すること。 ・ 農作物、林産物及び農林業用施設の被害防止に関すること。 ・ 家畜等の伝染病予防に関すること ・ 森林組合等との連絡調整に関すること。・ 観光施設の被害対策及び観光客の避難計画に関すること。 ・ 漁業集落排水施設の維持管理及び災害復旧計画に関すること。
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有施設の管理及び災害対策に関すること。 ・ 避難所設置の協力に関すること。 ・ 応急復旧及び復旧用資材の確保に関すること。 ・ 道路及び交通の確保に関すること。 ・ 生活関連等施設の把握に関すること。 ・ 土木建築技術者及び従事者の確保に関すること。 ・ 障害物の除去に関すること。 ・ 町営住宅の管理に関すること。 ・ 上水道の応急対策に関すること。 ・ 飲料水の安全確保及び応急給水計画に関すること。

2 - 2 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員

名 称	正規職員	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
町対策本部長	町 長	副町長	総務課長	情報防災課長
副本部長	副町長	総務課長	情報防災課長	その場にいる 最上位

2 - 3 町対策本部の設置施設及び代替施設

町対策本部設置施設	代替施設
大方庁舎3階大会議室	佐賀支所庁舎

2-4 町対策本部の組織構成

		<ul style="list-style-type: none"> ・政府による事態認定前 ・事態認定後も、町国民保護対策本部設置の通知がない場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・事態認定後、町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合
配備基準		町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
体制		担当課体制	緊急事態連絡室体制	国民保護対策本部体制
対策本部	対策本部事務局	対策本部		職員全員 ◆保育所・学校職員を含みます ◆参集場所は勤務地を基本としますが、諸般の事情により参集できない場合は、適宜近隣の公的施設（学校・集会所等）に参集し、各地域の被害状況の把握、避難地の運営にあたることとします。
		事務局長	情報防災課長	
		総務第1班	消防防災係長 消防防災係員（1）	
		総務第2班		
		総務第3班		
	消防部	西部方面隊 中部方面隊		
	生活厚生部	部長		
		り災調査班		
		福祉避難班		
		環境衛生班		
		医療保健班		
	建設産業部	部長		
		産業班		
		建設班		
		水道班		
	教育部	部長		
		文教対策班		
教育施設班				
佐賀支部	佐賀支部事務局	対策支部		
		事務局長	地域住民課長	
		総務班	地域住民課 総合窓口第1係長	
	消防部	東部方面隊		
	生活厚生部	部長		
		り災調査班		
		福祉避難班		
		医療保健班		
	産業建設部	部長		
		産業班		
		建設班		
	教育部	部長		
		文教対策班		
		教育施設班		

2-5 町の各課室における武力攻撃事態における業務

(平成30年7月1日現在)

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
対策本部	対策本部 事務局	総務第1班	情報防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部に関すること。 ・避難の総合調整に関すること。 ・避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整に関すること。 ・警報の伝達、避難の指示に関すること。 ・被災情報の収集、提供等に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・消防団の指揮・運用に関すること。 ・消防関係通信の運用及び確保に関すること。 ・通信の運用及び確保に関すること。武力攻撃災害の記録写真等の撮影及び整理に関すること。 ・報道機関等への情報の提供に関すること。 ・電算システム、電子情報の確保に関すること。 ・電算システムによる被災情報の共有処理に関すること。 ・事務局内の応援及び各部の応援
		総務第2班	総務課 総務係 地籍調査係 財務係 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内の安全確保に関すること。 ・町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 ・対策本部の備品の管理及び車両等の整備に関すること。 ・人員輸送に関すること。 ・食糧、生活必需品の確保・供給に関すること。 ・救助物資、災害対策用資材の調達配分計画に関すること。 ・救助物資及び災害対策用資材の運搬に関すること。 ・出納業務に関すること。 ・義援金の管理運用及び配分に関すること。 ・武力攻撃災害に係る予算措置に関すること。 ・事務局内の応援及び各部の応援
		総務第3班	総務課 行政人事係 企画調整室 選挙管理委員会 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊の災害派遣の要請に関すること。 ・法令等による応援・派遣要請に関すること。 ・情報の広報、広聴及び避難広報の要請に関すること。 ・職員の動員及び配備及び健康管理に関すること。 ・各支部間の調整、指示及び情報等の収集伝達に関すること。 ・町議会との連絡に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。 ・他市町村等の応援受け入れに関すること ・事務局内の応援及び各部の応援
	消 防 部	西部方面隊 中部方面隊		<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動及び武力攻撃災害対処に関すること。 ・二次災害の防止に関すること。 ・住民への注意の呼びかけに関すること。 ・避難命令の伝達、避難誘導に関すること。 ・行方不明者の捜索及び死体の処理に関すること。

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
対策本部	生活厚生部	り災調査班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・り災世帯等の状況調査に関する事。 ・家屋・事業所等の被害調査及びり災証明発行に関する事。 ・災害に関する町税の猶予及び減免に関する事。 ・災害融資（住宅金融支援機構）に関する事。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		福祉避難班	健康福祉課 福祉係 介護保険係 地域包括支援センター係	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対策に関する事。 ・生活保護家庭等の救護に関する事。日赤その他福祉団体・ボランティアとの連絡及び協力要請に関する事。 ・町の指定する避難地の開設及び管理運営に関する事。 ・避難地の衛生状況調査に関する事。 ・避難者の確認及び必要物資の手配に関する事。 ・非常炊き出しに関する事。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		環境衛生班	住民課 地域住民課 大方町民館	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地での廃棄物及びし尿処理に関する事。 ・武力攻撃災害ごみの収集と処理に関する事。 ・避難者の生活環境整備に関する事。 ・死体収容所の開設及び遺体の処理、埋・火葬に関する事。 ・身元不明遺体の収容及び埋葬に関する事。 ・被災動物等の保護及び収容に関する事。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		医療保健班	健康福祉課 保健衛生係 保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設及び運営に関する事。 ・負傷者の応急処置及び転送に関する事。 ・保健衛生、公衆衛生及び伝染病患者の収容に関する事。 ・被災地の防疫・消毒活動に関する事。 ・医薬品や衛生材料の手配、搬送に関する事。 ・医療救護（負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）に関する事。 ・医療活動全般に関する事。 ・避難者の健康管理に関する事。 ・避難者の医療及び助産に関する事。 ・避難者の心のケア対策の実施に関する事。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
対策本部	建設産業部	産業班	産業推進室	<ul style="list-style-type: none"> 被災農林水産業者、中小企業への情報提供に関する事。 農業畜産物の被害調査及び応急対策に関する事。 災害時における病虫害の駆除に関する事。 漁港、漁業施設及び水産物の被害調査及び応急対策に関する事。 商工業施設、生産品、商品等の被害調査及び応急対策に関する事。 観光施設への災害情報の提供、被害調査及び応急対策に関する事。 公園施設の被害調査及び応急対策に関する事。 所管事項に係るり災証明発行及び融資相談に関する事。 食糧、生活必需品の確保・供給に関する事。 部内の応援及び本部指令による各部への協力
		建設班	まちづくり課 農業振興課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者との連絡に関する事。 農業集落排水処理施設の被害調査及び応急対策に関する事。 河川、がけくずれ等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関する事。 河川堤の応急対策及び補修に関する事。 道路等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関する事。 通行不能個所の調査及び対策に関する事。 下水道の被害調査及び応急対策に関する事。 避難者の公営住宅への収用に関する事。 仮設住宅の建設、入居者の決定及び管理に関する事。 部内の応援及び本部指令による各部への協力
	教育部	教育班	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難・安全確保に関する事。 学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。 保育所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 保育所児童の避難対策、り災児童に対する保育に関する事。 避難収容施設の供与及び受入れに関する事。 避難地の管理運営に関する事。 応急教育の実施に関する事。 PTA等への協力要請に関する事。 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 避難収容施設の供与及び受入れに関する事。 避難地の管理運営に関する事。 文化財等の被害調査及び応急対策に関する事。 婦人会等教育団体への協力要請に関する事。 部内の応援及び本部指令による各部への協力

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
佐賀支部	佐賀支部事務局	総務班	地域住民課 総合窓口第1係 人権啓発係	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内の安全確保に関すること。 ・町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 ・佐賀支部の備品の管理及び車両等の整備に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・支部職員の動員及び配備及び健康管理に関すること。 ・各支部間の調整、指示及び情報等の収集伝達に関すること。 ・人員輸送に関すること。 ・食糧、生活必需品の確保・供給に関すること。 ・救助物資、災害対策用資材の調達配分計画に関すること。 ・救助物資及び災害対策用資材の運搬に関すること。 ・出納業務に関すること。 ・危険物等の保安に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。 ・り災世帯等の状況調査に関すること。 ・家屋・事業所等の被害調査及びり災証明発行に関すること。 ・災害に関する町税の猶予及び減免に関すること。 ・災害融資（住宅金融支援機構）に関すること。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
	消防部	東部方面隊		<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動及び武力攻撃災害対処に関すること。 ・二次災害の防止に関すること。 ・住民への注意の呼びかけに関すること。 ・避難命令の伝達、避難場所の誘導に関すること。 ・行方不明者の捜索及び死体の処理に関すること。
	生活厚生部	医療保健班	地域住民課 保健センター 拳ノ川診療所 保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設及び運営に関すること。 ・負傷者の応急処置及び転送に関すること。 ・保健衛生、公衆衛生及び伝染病患者の収容に関すること。 ・被災地の防疫・消毒活動に関すること。 ・医薬品や衛生材料の手配、搬送に関すること。 ・医療救護（負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）に関すること。 ・医療活動全般に関すること。 ・避難者の健康管理に関すること。 ・避難者の医療及び助産に関すること。 ・避難者の心のケア対策の実施に関すること。 ・避難者の生活環境整備に関すること。 ・死体収容所の開設及び遺体の処理、埋・火葬に関すること。 ・身元不明遺体の収容及び埋葬に関すること。 ・被災動物等の保護及び収容に関すること。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		福祉避難班	地域住民課 総合窓口第2係 佐賀町民館 海洋森林課 商工係	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対策に関すること。 ・生活保護家庭等の救護に関すること。日赤その他福祉団体・ボラ・ンティアとの連絡及び協力要請に関すること。 ・町の指定する避難地の開設及び管理運営に関すること。 ・避難地の衛生状況調査に関すること。 ・避難者の確認及び必要物資の手配に関すること。 ・非常炊き出しに関すること。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
佐賀 支部	産業建設部	産業班	海洋森林課 水産振興係 漁港港湾係 林業振興係	<ul style="list-style-type: none"> ・農道、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災農林水産業者、中小企業への情報提供に関すること。 ・農業畜産物の被害調査及び応急対策に関すること。 ・災害時における病害虫の駆除に関すること。 ・漁港、漁業施設及び水産物の被害調査及び応急対策に関すること。 ・漁業集落排水処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・商工業施設、生産品、商品等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・観光施設への災害情報の提供、被害調査及び応急対策に関すること。 ・公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・所管事項に係るり災証明発行及び融資相談に関すること。 ・食糧、生活必需品の確保・供給に関すること。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		建設班	建設課 土木係	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者との連絡に関すること。 ・農道、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・宅地の応急危険度判定に関すること。 ・河川、がけくずれ等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること。 ・河川堤の応急対策及び補修に関すること。 ・道路等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること。 ・通行不能個所の調査及び対策に関すること。 ・下水道の被害調査及び応急対策に関すること。 ・避難者の公営住宅への収用に関すること。 ・仮設住宅の建設、入居者の決定及び管理に関すること。 ・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び供給（未給水地域を含む全域）に関すること。 ・避難地での廃棄物及びし尿処理に関すること。 ・武力攻撃災害ごみの収集と処理に関すること。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		水道班	建設課 水道係	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び供給（未給水地域を含む全域）に関すること。 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

3 様式集

3-1 被災情報の報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）
 平成 年 月 日 時 分
 黒 潮 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時平成 年 月 日

(2) 発生場所 町 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

3 - 2 - 1 【様式第 1 号】安否情報の収集様式(避難住民・負傷住民)

【様式第 1 号】(第 1 条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

3-2-2 【様式第2号】安否情報の収集様式(死亡住民)

【様式第2号】(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

3 - 2 - 4 【様式第4号】安否情報照会書

【様式第4号】（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
黒 潮 町 長 殿		
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○をつけてください。 ③の場合、理由を記入願います)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 ※印の欄には記入しないこと。

3-2-5 【様式第5号】安否情報回答書

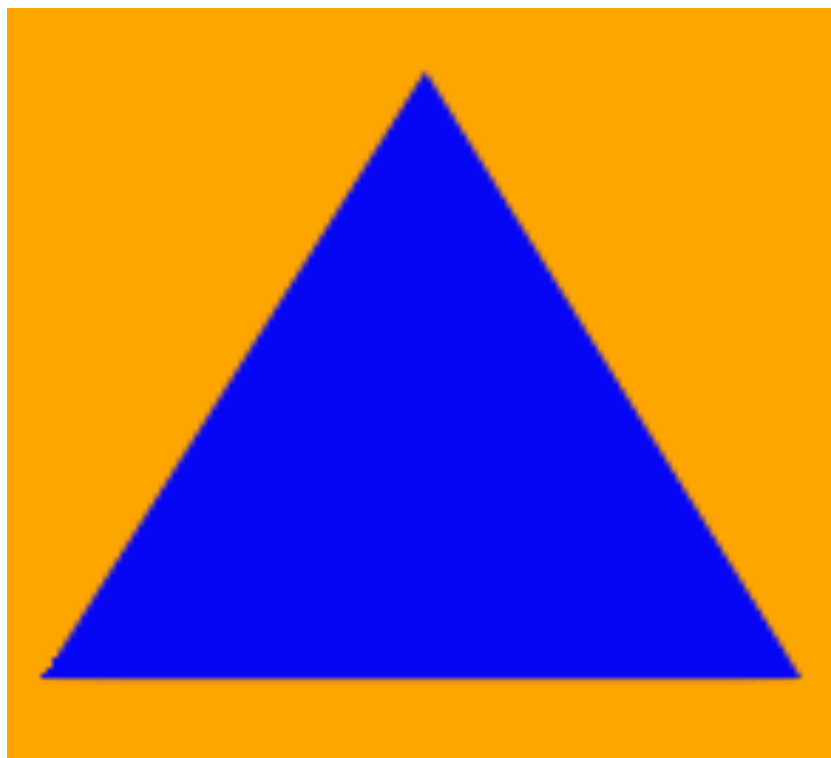
【様式第5号】(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
黒 潮 町 長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 其 他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 - 3 - 1 特殊標章

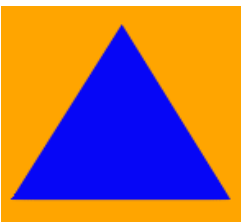
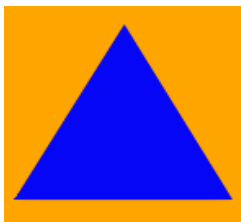


- ① オレンジ色地に青色の正三角形とする。
- ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。
- ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。

3-3-2 身分証明書(第2条関係)

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

	黒潮町長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務を行う者用 for civil defense personnel		
名前/Name	
生年月日/Date of birth	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書I)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry	

身分証明書
裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</p> <p>血液型/Blood type.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

3-3-3 様式第1号(第4条関係)特殊標章等に係る交付申請書

特殊標章等に係る 交 付 申 請 書
使 用 許 可

年 月 日

黒潮町長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付及び使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字).....	生年月日(西暦) 年 月 日
-----------------------------	----------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
---	---

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長：..... cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：.....(Rh 因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)
.....
.....

(許可権者使用欄)
資 格：.....
証明書番号：..... 交付等の年月日：.....
有効期間の満了日：.....
返納日：.....

3 - 3 - 4 様式第2号(第4条関係)特殊標章等の交付をした者に関する台帳

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名 (ローマ字)	生年 月日	資 格	交付等 の年月 日	有効期間 の満了日	身 長	眼の 色	頭髪の色	血液 型	その他の特徴等	標章の使用	返 納 日	備 考

3 - 3 - 5 様式第 3 号(第 9 条関係)特殊標章再交付申請書

特殊標章再交付申請書

黒潮町長 様	年 月 日
	申 請 者
	住 所 _____ (電話 _____)
	氏 名 _____ 印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 - 3 - 6 様式第 4 号(第 12 条関係)身分証明書再交付申請書

身分証明書再交付申請書

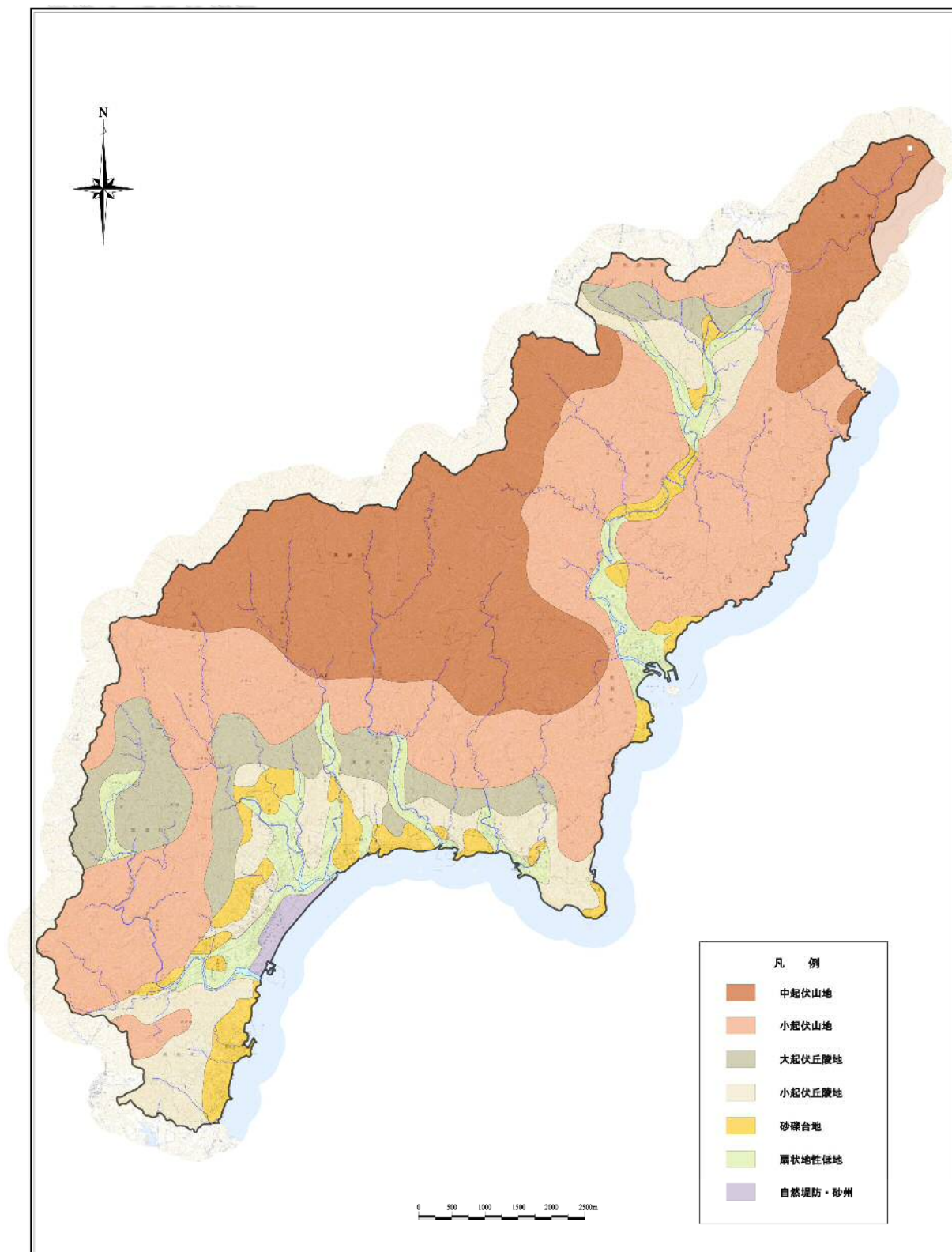
黒潮町長 様	年 月 日
	申 請 者
	住 所 _____ (電話 _____)
	氏 名 _____ 印
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の異動等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の異動の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

4 避難に関する資料

4-1 地形

【地形分類図】



資料：土地分類基本調査

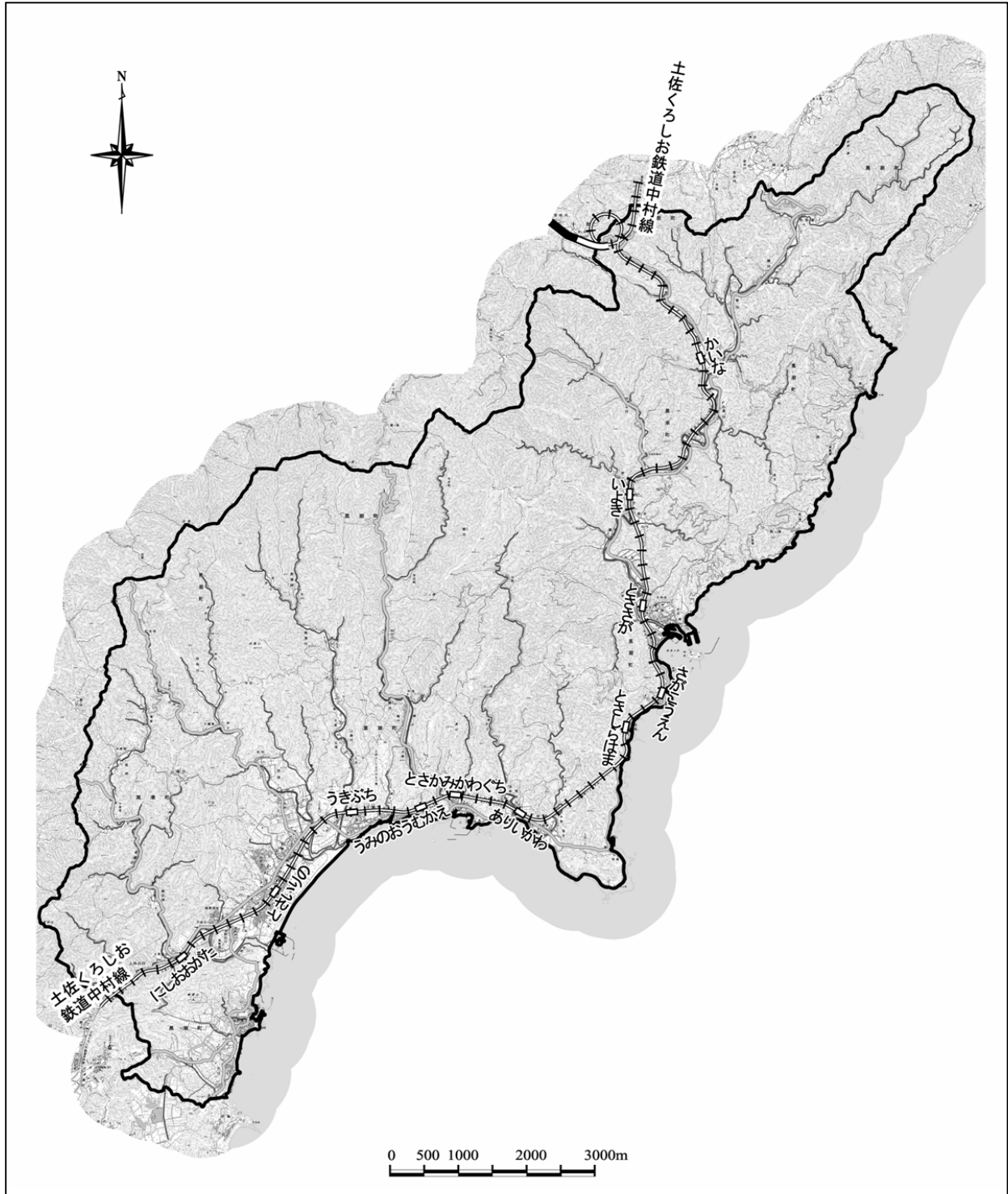
4-2 主要道路網図

【黒潮町内の主要道路網図】

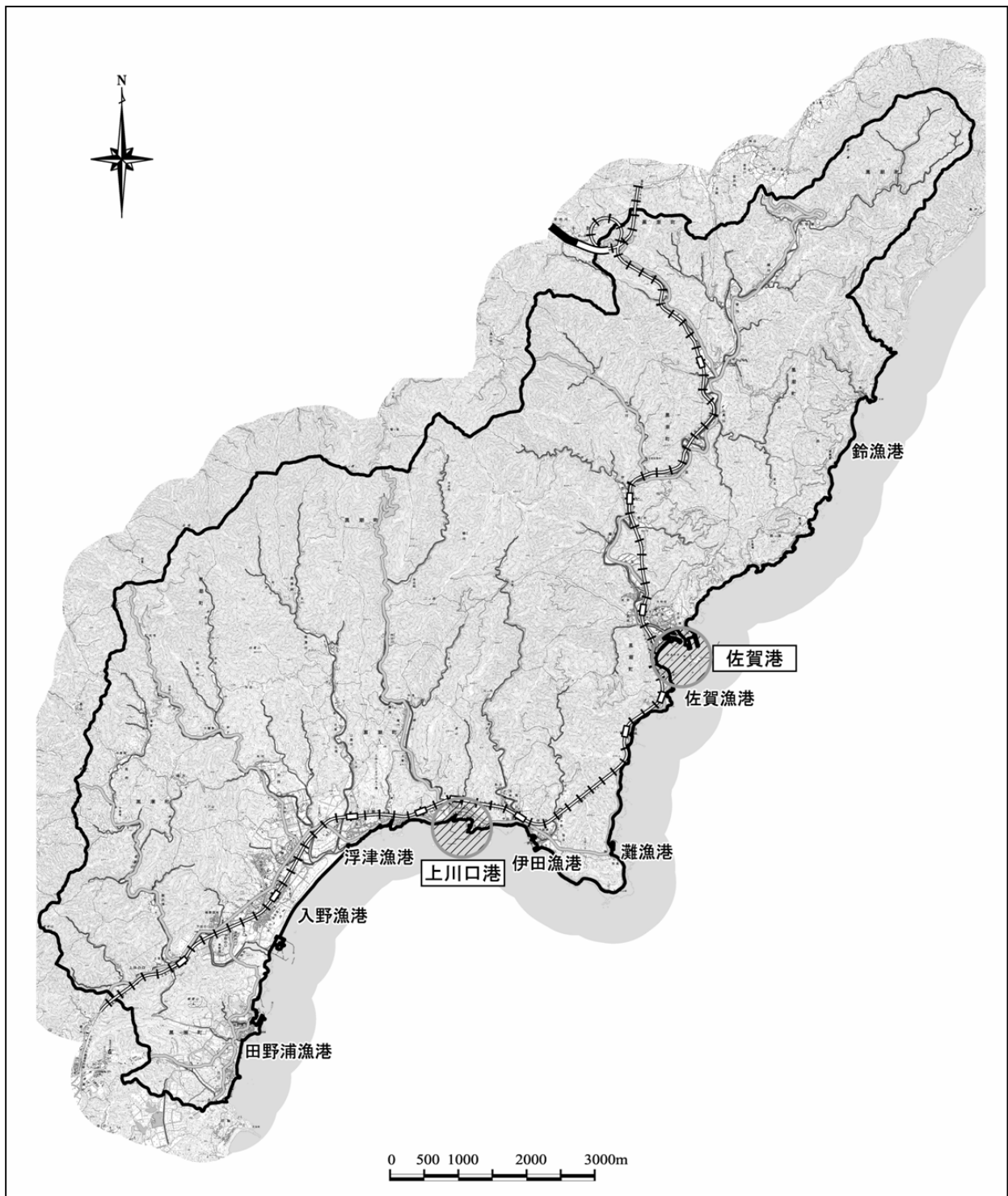


4 - 3 鉄道駅・路線図

【黒潮町の鉄道網】



【黒潮町の港湾及び漁港】



4-4 輸送力・輸送施設に関する情報等

輸送施設のリスト（港湾）

港名	港湾の種類	港湾管理者
佐賀港	地方港湾	県
上川口港	地方港湾（避難港）	県

輸送施設のリスト（漁港）

漁港名	漁港種類	管理
鈴漁港	第1種漁港	町
灘漁港	第1種漁港	町
伊田漁港	第1種漁港	県
浮津漁港	第1種漁港	町
入野漁港	第1種漁港	町
田野浦漁港	第2種漁港	県
佐賀漁港	第3種漁港	県

輸送施設のリスト（臨時ヘリポート）

名称	所在地	発着場面積
伊田小学校	伊田 565	60×40
上川口小学校	上川口 569	50×56
蜷川健康支援センター	蜷川 666	40×40
南郷小学校	浮鞭 717	40×50
北郷小学校	加持川 850	40×40
入野小学校	入野 5556	90×70
馬荷小学校	馬荷 5259	40×30
田ノ口小学校	下田の口 1925	60×50
三浦小学校	出口 2480	60×100
大方中学校	入野 5220	150×100
湊川ふれあいセンター	奥湊川 3091	45×40
大方球場	入野 83-2	100×100
県立大方高校	入野 5508	150×100
土佐西南大規模公園	下田の口	150×150
拳ノ川小学校	拳ノ川 243	75×40
伊与喜小学校	伊与喜 78	86×50
佐賀中学校	佐賀 600	145×103
旧鈴小学校	鈴 210	55×30

佐賀支所前グラウンド	佐賀 1080-1	84×50
佐賀小学校グラウンド	佐賀 960	80×50
黒潮消防署	伊田 2629-1	20×20
鈴地区ヘリポート	鈴 123-1・123-2	20×20

避難に係る町保有車両のリスト

ナンバー	車種	用途	配置場所	管理担当
高知 22 す 3-30		自家用乗合 (マイクロバス)	佐賀支所	地域住民課
高知 88 す 47-18	コースター	その他特殊 (マイクロバス)	佐賀支所	地域住民課
高知 22 す 3-20	コースター	自家用乗合 (マイクロバス)	佐賀支所	教育委員会
高知 300 て 51-35	エステイマ	8人乗り	佐賀支所	地域住民課
高知 33 て 60-74	エステイマ	8人乗り	佐賀支所	地域住民課
高知 200 さ -28	コースター	マイクロバス	本庁	総務課
高知 200 さ 356	コースター	マイクロバス	本庁	総務課
高知 22 す 6-01	コースター	マイクロバス	本庁	総務課
高知 200 さ 355	コースター	マイクロバス	本庁	総務課
高知 33 な 33-67	プレサージュ	8人乗り	本庁	総務課
高知 500 に 47-93	ステップワゴン	8人乗り	本庁	総務課
高知 500 ほ 2-86	エスクァイア	8人乗り	本庁	総務課

4-5 避難施設リスト

名 称	住 所	電 話	収容人数 【屋内】 (人)
黒潮町立佐賀町民館	佐賀 2995-40	55-2108	228
旧黒潮町立佐賀保育所	佐賀 967-1	55-2117	641
鈴消防屯所	鈴 317-3		45
旧黒潮町立鈴保育所	鈴 258		49
黒潮町総合センター	佐賀 1080-1	55-3371	603
旧黒潮町立伊田保育所	伊田 808		161
有井川コミュニティ消防センター	有井川 1809-1		33
黒潮町立大方くじら保育所	上川口 1068-1	44-1112	444
旧黒潮町立上川口保育所	上川口 564-2		180
鞭コミュニティ消防センター	浮鞭字越前浜 3567-19		38
旧黒潮町立早咲保育所	入野 3803-2	43-3920	157
早咲コミュニティ消防センター	入野字前ノ川 3786-3		35
黒潮町立大方町民館	入野 833-1	43-1204	182
入野コミュニティ消防センター	入野字切田 1774		40
黒潮町保健福祉センター	入野 2017-1	43-2835	699
旧黒潮町立上田の口保育所	上田の口 107		141
田の口コミュニティ消防センター	下田の口 2606		33
田野浦消防屯所	田野浦 2859		41
黒潮町立南部保育所	田野浦 164-2	43-3481	270
出口消防屯所	出口 1026		25
黒潮町立佐賀中学校	佐賀 600	55-2027	1,731
黒潮町立佐賀小学校	佐賀 960	55-2032	1,566
黒潮町立伊与喜小学校	伊与喜 78	55-2069	1,004
黒潮町立拳ノ川小学校	拳ノ川 243	55-7355	1,047
旧黒潮町立鈴小学校	鈴 210		349
旧黒潮町立伊田小学校	伊田 565		929
黒潮町立上川口小学校	上川口 569	44-1127	1,030
黒潮町立南郷小学校	浮鞭 717	43-1124	1,339
旧黒潮町立北郷小学校	加持川 850		529
大方あかつき館	入野 6931-3	43-2110	1,081
黒潮町立大方児童館	入野 873-2/入野 873-3	43-3622	158
黒潮町立入野小学校	入野 5556	43-1016	1,782
黒潮町立大方中学校	入野 5220	43-2222	2,736
旧黒潮町立馬荷小学校	馬荷 3259		659
黒潮町立田ノ口小学校	下田の口 1925	43-1119	914
黒潮町立三浦小学校	出口 2480	43-1114	719
高知県立幡多青少年の家	上川口 1166	44-1001	1,924
高知県立大方高等学校	入野 5507	43-1079	1,106
ふるさと総合センター	入野 176-2	43-3369	361

4-6 自治会、自治防災組織等リスト

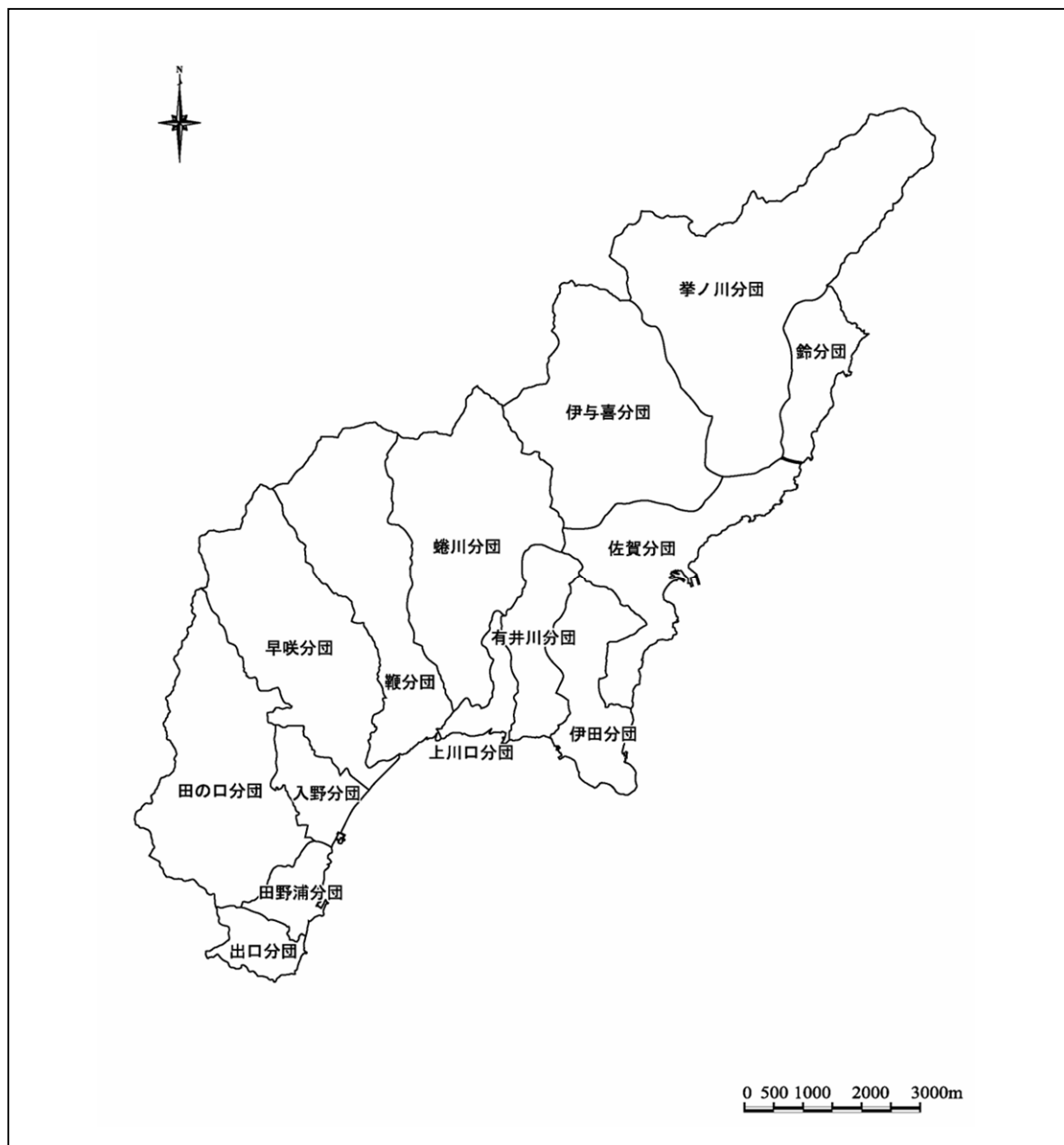
自主防災組織の設立状況

平成30年度12月31日現在

No.	地区名	設立年度	浸水予想	No.	地区名	設立年度	浸水予想	No.	地区名	設立年度	浸水予想
1	鈴	H12	有	26	横 浜	H16	有	51	万 行	H16	有
2	市野瀬	H21		27	白 濱	H11	有	52	入野本村	H15	有
3	佐賀橋川	H20		28	かしま荘	H21		53	錦 野	H15	
4	拳ノ川	H21		29	灘	H12	有	54	芝	H15	有
5	拳ノ川団地	H21		30	伊 田 浦	H14	有	55	馬 荷	H16	
6	荷 稲	H20		31	伊 田 郷	H11	有	56	大方橋川	H16	
7	川 奥	H17		32	有 井 川	H12	有	57	御 坊 畑	H16	
8	小黒ノ川	H20		33	上川口浦	H13	有	58	上田の口	H16	有
9	中ノ川	H13		34	上川口郷	H15	有	59	緑 野	H16	有
10	不 破 原	H13		35	王 迎	H15		60	下田の口	H15	有
11	市野々川団地	H19		36	王 無	H15	有	61	田 野 浦	H15	有
12	市野々川	H19		37	蜷 川	H15	有	62	出 口	H15	有
13	伊 與 喜	H19		38	浮 津	H13	有	63	シーサイトホーム	H21	
14	熊 井	H19		39	鞭	H14	有	64	誠 心 園	H21	
15	藤 縄	H13	有	40	口 湊 川	H16	有	65	生 華 園	H21	有
16	熊 野 浦	H18	有	41	奥 湊 川	H16					
17	上 分	H14	有	42	小 川	H15	有				
18	坂 折	H14	有	43	田 村	H15	有				
19	馬 地	H18	有	44	加持本村	H15	有				
20	下 分	H15	有	45	本 谷	H16					
21	町 分	H15	有	46	大 屋 式	H16					
22	大 和 田	H18	有	47	大 井 川	H16			合計(全体)	65	41
23	浜 町	H16	有	48	早 咲	H15	有		合計(施設以外)	61	40
24	明 神	H17	有	49	浜 の 宮	H16	有		合計(佐賀地域)	27	14
25	会 所	H17	有	50	町	H16	有		合計(大方地域)	34	26

4 - 7 - 1 消防団の構成

【消防分団区分図】



黒潮町消防団組織図

(平成30年4月現在)

消防団本部、 方面隊及び 分 団 名		管轄区域	団長	副団長 (兼方面隊長)	分団員数 (定数)
本 部			1	3	
東部 方面隊	拳ノ川分団	市野瀬・佐賀橋川・拳ノ川・荷稻・川奥 ・小黒ノ川(成又含む。）・中ノ川	団長	副団長 (兼)東部方面隊長	19
	伊与喜分団	不破原・市野々川・伊与喜・熊井・藤縄			19
	鈴分団	鈴(成又除く。)			16
	佐賀分団	熊野浦・佐賀・白浜			35
中部 方面隊	伊田分団	灘・伊田		副団長 (兼)中部方面隊長	14
	有井川分団	有井川			13
	上川口分団	上川口			15
	蜷川分団	蜷川			13
	鞭分団	浮鞭・口湊川・奥湊川			25
西部 方面隊	早咲分団	入野(早咲)・加持・加持川・大井川		副団長 (兼)西部方面隊長	29
	入野分団	入野(早咲除く。)			29
	田の口分団	下田の口・馬荷・上田の口・大方橋川・御坊畑			25
	田野浦分団	田野浦			20
	出口分団	出口			14

4-7-2 消防ポンプ等配備状況

(平成31年1月31日現在)

分団名	ポンプ自動車		積 載 車		小型ポンプ	
	台数	配備月	台数	配備月	台数	配備月
伊田			1	平成 29 年 32 月	1	平成 26 年 2 月
有井川			1	平成 23 年 3 月	1	平成 15 年 9 月
上川口	1	平成 11 年 12 月				
蜷川			1	平成 28 年 2 月	1	平成 14 年 9 月
鞭			2	平成 5 年 2 月 平成 26 年 3 月	2	平成 13 年 8 月 平成 26 年 3 月
早咲			1	平成 22 年 3 月	1	平成 23 年 12 月
入野	1	平成 22 年 3 月	1	平成 26 年 1 月	1	平成 26 年 1 月
田の口			1	平成 23 年 3 月	1	平成 15 年 9 月
田野浦	1	平成 23 年 7 月	1	平成 17 年 3 月	1	平成 17 年 3 月
出口			2	平成 3 年 12 月 平成 26 年 3 月	2	平成 14 年 9 月 平成 26 年 3 月
佐賀	1	平成 17 年	1	平成 28 年 2 月	1	平成 25 年 1 月
伊与喜			1	平成 29 年 3 月	1	平成 26 年 2 月
拳ノ川			1	平成 8 年 1 月	1	平成 27 年 3 月
鈴			1	平成 30 年 12 月	1	平成 27 年 12 月
黒潮消防署					1	平成 26 年 12 月
計	4		15		16	

4-7-3 消防水利の現状

(平成30年4月1日現在)

水利合計	消 火 栓	防 火 水 槽		
		100m ³ 以上	100m ³ ～40m ³	40m ³ ～20m ³
565	437	1	105	22

4-8 避難実施要領のパターン

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

黒 潮 町 長
〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに町民が迅速に対応できるよう、町民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に町民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線、告知放送端末、インターネット等のサイレンを最大音量で鳴らし、町民に警報の発令を周知させること。

(1) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。

(2) 車両内にある者に対しては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

(3) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や堅ろうな建物等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

(4) 町民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線や告知放送端末、インターネット、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(5) 町民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

(6) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の町民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

(1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておくこと。

(2) 町民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の課室から、大規模集客施設や店舗等に対して協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

避難実施要領(一例)

黒潮町長
〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、黒潮町〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、〇〇市(町)・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 町の体制、職員派遣

① 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市(町)・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

③ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

④ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員(消防職員含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

- ① 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分
 - ア A地区
約200名、A公民館、町保有車両×4 ○○バス2台
 - イ B地区
約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台
 - ウ C地区
約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台
 - エ その他
- ② 輸送開始時期・場所
○○日15:30、A・B・C公民館
- ③ 避難経路
国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 担当職員は、防災行政無線、告知放送端末、インターネット等を用いて、対象地域の町民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- ② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、町民への伝達を依頼する。
- ③ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ④ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ⑤ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- ⑥ 避難行動要支援者については、一般の町民より避難に時間を要することから特に迅速な伝達を心がける。
- ⑦ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置するよう努める。

(5) 一時避難場所への移動

- ① 一時避難場所への町民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- ② 消防機関は、地区・自主防災組織等の協力を得て町民の誘導を行う。
- ③ 自力避難困難者の避難
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、次の対応を行う。
 - ア ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - イ ○○老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
 - ウ その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

- ① 町職員及び消防職団員は、町民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- ② 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 町民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 町民に周知する留意事項

- ① 町民に対しては、近隣の町民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ② 消防団、自主防災組織、地区などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ③ 町民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ④ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑤ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各課室の役割別に示す。

4 連絡・調整先

- (1) バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- (2) バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。
- (3) 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- (4) 対策本部設置場所:〇〇〇〇
- (5) 現地調整所設置場所:〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市(町)・〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

避難実施要領 (一例)

黒 潮 町 長
〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況

〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある (〇〇日〇〇時現在)。

2 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線、告知放送端末、インターネット等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMAT (災害派遣医療チーム) が編成される場合は、その連携を確保する。

5 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

避難実施要領 (一例)

黒 潮 町 長
〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇地区及びその風下となる地域(〇〇地区及び〇〇地区)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、要避難地域の住民約 2,000 名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区の町民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の町民に対しては、防災行政無線、告知放送端末、インターネット等により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 町における体制、職員派遣

① 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町職員 4 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

③ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の町民への伝達

① 担当職員は、防災行政無線、告知放送端末、インターネット等を用いて、対象地域の町民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する地区の長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、町民への電話等による伝達を依頼する。

③ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

④ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

① 〇〇公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の町民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT(災害派遣医療チーム)等による医療救護活動の調整を行う。

② 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

③ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

① 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

② 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

③ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 町民に周知する留意事項

① 町民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

③ 防災行政無線、告知放送端末、インターネット、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

(1) 対策本部設置場所：○○○○

(2) 現地調整所設置場所：○○

5 救援に関する資料

5-1 医療機関等

【医療機関】

関係医療機関及び救護班のリスト

※出典：県災害医療救護計画（災害支援病院等一覧）

支部名	機関名	メールアドレス	所在地	電話	FAX	防災行政無線	衛星携帯電話	市町村	救護病院	救護所数
幡多	県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1 620108 @ken.pref.kochi.lg.jp	0880-66-2222 (広域災害情報システム 携帯電話) 090-7626-2189	0880-66-21111	23-635	090-6886-8913	四万十市	四万十市立市民病院	6	
								木俵病院		
								竹本病院		
								森下病院		
								中村病院		
							国保西土佐診療所			
							宿毛市	大井田病院	4	
								聖ヶ丘病院		
								筒井病院		
							土佐清水市	沖の島へき地診療所	5	
渭南病院										
足摺病院										
黒潮町	松谷病院	5								
	四万十市立市民病院									
大月町	くぼかわ病院	1								
三原村	大月町大月病院	1								
	三原村三原村診療所	1								

その他町内関係医療機関等

名称	診療科目	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
佐賀診療所	内科, 外科	黒潮町佐賀 746番地1	0880-55-2037 (F) 0880-55-3415	—
拳ノ川診療所	内科	黒潮町拳ノ川 31番地1	0880-55-7111 (F) 0880-55-7081	—
伊与喜出張診療所	内科	黒潮町伊与喜 25番地1	—	—
鈴出張診療所	内科	黒潮町鈴 317番地3	0880-55-7283	—
拳ノ川歯科診療所	歯科	黒潮町拳ノ川 31番地1	0880-55-7143	—

名 称	診療科目	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
幡多医師会	—	四万十市右山字明治 383-8	0880-34-3086 (F)0880-34-4969	—
高知県歯科医師会 幡多支部	—	四万十市大橋通 6-1-24	0880-34-5578	—
高知県薬剤師会 幡多支部	—	四万十市中村東町1丁目 79	0880-34-4193	—
高知県看護協会 幡多支部	—	四万十市右山天神町 10-12	0880-34-6211	—

5-2 火葬場

管轄保健所	名 称	所在地	設置者氏名	面積 (㎡)		処理能力		建設年度
				敷地	施設 (※1)	炉基数	最大 (時間/体) (※2)	
幡多	幡多 中央斎場	黒潮町出口西道ノ下 2771-2	幡多 中央環境 施設組合	24,137	1,518	標準炉 2 大型炉 1 特殊炉 1	1.5 (h)	H7

※1：延べ床面積を記載

※2：通常使用における処理能力を記載

6 武力攻撃への対処に関する資料

6-1 生活関連等施設の種類及び所管省庁等

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省 消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

7 協定一覽

番号	協定年月日	相手方	内容
1	1999(平成 11)年 12 月 21 日	高知市・室戸市・安芸市・南国市・ 土佐市・須崎市・中村市・宿毛市・ 土佐清水市・東洋町・奈半利町・田 野町・安田町・北川村・馬路村・芸 西村・赤岡町・香我美町・ 土佐山田町・野市町・夜須町・ 香北町・吉川村・物部村・本山町・ 大豊町・鏡村・土佐山村・土佐町・ 大川村・本川村・伊野町・池川町・ 春野町・吾川村・吾北村・ 中土佐町・佐川町・越知町・ 窪川町・禰原町・大野見村・ 東津野村・葉山村・仁淀村・ 日高村・佐賀町・大正町・大方町・ 大月町・十和村・西土佐村・ 三原村	高知県内市町村災害時相互応援協定
2	2004(平成 16)年 5 月 19 日	高知市・室戸市・安芸市・南国市・ 土佐市・須崎市・中村市・宿毛市・ 土佐清水市・東洋町・奈半利町・田 野町・安田町・北川村・馬路村・芸 西村・赤岡町・香我美町・ 土佐山田町・野市町・夜須町・ 香北町・吉川村・物部村・本山町・ 大豊町・鏡村・土佐山村・土佐町・ 大川村・本川村・伊野町・池川町・ 春野町・吾川村・吾北村・ 中土佐町・佐川町・越知町・ 窪川町・禰原町・大野見村・ 東津野村・葉山村・仁淀村・ 日高村・佐賀町・大正町・大方町・ 大月町・十和村・西土佐村・ 三原村	高知県内市町村災害時相互応援協定
3	2005(平成 17)年 5 月 27 日	高知市・室戸市・安芸市・南国市・ 土佐市・須崎市・四万十市・ 宿毛市・土佐清水市・東洋町・ 奈半利町・田野町・安田町・ 北川村・馬路村・芸西村・赤岡町・ 香我美町・土佐山田町・野市町・ 夜須町・香北町・吉川村・物部村・ 本山町・大豊町・土佐町・大川村・ いの町・池川町・春野町・吾川村・ 中土佐町・佐川町・越知町・ 窪川町・禰原町・大野見村・ 津野町・仁淀村・日高村・佐賀町・ 大正町・大方町・大月町・十和村・ 三原村	高知県内市町村災害時相互応援協定

番号	協定年月日	相手方	内容
4	2007(平成19)年 10月23日	黒潮町建設協会	災害時の応急対策活動協力に関する協定
5	2008(平成20)年 1月25日	高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村・本山村・大豊町・土佐町・大川村・いの町・仁淀川町・中土佐町・佐川町・越知町・禰原町・日高村・津野町・四万十町・大月町・三原村	高知県内市町村災害時相互応援協定
6	2008(平成20)年 10月8日	株式会社土佐西南黒潮観光	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定 ・一時避難施設の使用 ネスト・ウェストガーデン土佐 ・使用範囲 収容人数 333人 その他
7	2009(平成21)年 7月25日	株式会社フタガミグループ (ダイソー大方店)	災害時における物資の供給に関する協定 ・作業関係(ブルーシート・長靴・軍手・雨具・防塵マスク・ゴム手袋・土のう袋・簡易マスク) ・日用品等(割箸・ポリ袋・ウェットティッシュ・バケツ・簡易ライター・タオル・使い捨て食器・ホイル ・マスク・テックブラシ・使い捨てカイロ・ラップ・雑巾) ・保健衛生関係(弾性包帯・絆創膏・マスク・おしり拭き) ・水関係(飲料水) ・冷暖房機器等(木炭) ・電気用品等(懐中電灯・乾電池・ガスボンベ) ◆第1段階 [電気・ガス・水道ストップ 災害当日～3日] ◆ パン・レトルト食品・缶詰・飲料水(缶・ペットボトル)・ミネラルウォーター・紙コップ紙皿・箸・割箸・ガスボンベ・トイレットペーパー・包帯・電池・軍手・ポリバケツ ◆第2段階 [電気復旧 4日～6日] ◆ レトルト食品・缶詰・カップ麺・インスタント味噌汁・清涼飲料水・タオル・ウェットティッシュ・生理用品・下着・靴下・ガムテープ・ホイル・ラップ ◆第3段階 [水道復旧 7日～] ◆ レトルト食品・緑茶・紅茶・コーヒー・味噌・醤油・菓子・石鹸・洗面用具・ほうき・洗剤・包丁・食器・鍋・マスク・歯磨き

番号	協定年月日	相手方	内容
			歯ブラシ・文房具 ＊季節品＊ 殺虫剤(夏)・雨具(雨期)・使い捨てカイロ(冬)・氷(夏)
8	2009(平成 21)年 7月 25 日	株式会社フタガミグループ (ホームセンタークエスト古津賀店)	災害時における物資の供給に関する協定 ・作業関係(ブルーシート・ヘルメット・長靴・軍手・雨具・標識ロープ・防塵マスク・ゴム手袋・土のう袋・ホースリール・簡易マスク・皮手袋・ガラ袋) ・日用品等(毛布・割箸・ポリ袋・ウェットティッシュ・バケツ・水モップ・簡易ライター・タオル・使い捨て食器・ホル・マスク・テックブラシ・使い捨てカイロ・ラップ・雑巾) ・保健衛生関係(マスク・おしり拭き) ・水関係(飲料水・水缶) ・冷暖房機器等(大型石油ストーブ・木炭・木炭コンロ・石灰) ・電気用品等(投光器・懐中電灯・乾電池・カセットコンロ・ガスボンベ・コードリール) ・トイレ関係(救急トイレ) ◆第1段階 [電気・ガス・水道ストップ 災害当日～3日] ◆ ミニ冷蔵庫・紙コップ紙皿・箸・割箸・カセットコンロ・ガスボンベ・トイレットペーパー・紙おむつ・懐中電灯・携帯ラジオ・電池・軍手・ポリバケツ ◆第2段階 [電気復旧 4日～6日] ◆ タオル・ウェットティッシュ・生理用品・ドライシャンプー・下着・靴下・水歯磨き・ガムテープ・ホル・ラップ ◆第3段階 [水道復旧 7日～] ◆ 石鹸・洗面用具・ほうき・洗剤・包丁・食器・鍋・マスク・靴・歯磨き・歯ブラシ・寝具・文房具 ＊季節品＊ 殺虫剤(夏)・扇風機(夏)・防寒具(冬)・使い捨てカイロ(冬)・毛布(冬)・雨具(雨期)
9	2009(平成 21)年 7月 27 日	有限会社サンンシャインポピー	災害時における物資の供給に関する協定 ・作業関係(雨具) ・日用品等(タオル) ◆第1段階 [電気・ガス・水道ストップ 災害当日～3日] ◆ ◆第2段階 [電気復旧 4日～6日] ◆ タオル ◆第3段階 [水道復旧 7日～] ◆ 靴・文房具

番号	協定年月日	相手方	内容
			<p>*季節品*</p> <p>雨具(雨期)</p>
10	2009(平成21)年 7月27日	有限会社サンンシャイン大方	<p>災害時における物資の供給に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業関係(長靴・軍手・雨具・ゴム手袋・簡易マスク) ・日用品等(割箸・ポリ袋・簡易ライター・タオル・使い捨て食器・ホイル・マスク・使い捨てカイロラップ・雑巾) ・保健衛生関係(絆創膏・マスク) ・水関係(飲料水) ・冷暖房機器等(木炭) ・電気用品等(懐中電灯・乾電池・カセットコンロ・ガスボンベ) <p>◆第1段階[電気・ガス・水道ストップ 災害当日～3日]◆</p> <p>パン・牛乳・レトルト食品・缶詰・果物・火腿・ソーゼージ・飲料水(缶・ペットボトル)・ミネラルウォーター・紙コップ紙皿・箸・割箸・ガスボンベ・トイレットペーパー・紙おむつ・電池・軍手</p> <p>◆第2段階[電気復旧 4日～6日]◆</p> <p>弁当・パン・ごはん・牛乳・レトルト食品・缶詰・切り餅・カップ麺・インスタント味噌汁・野菜果物ジュース・清涼飲料水・タオル・ウェットティッシュ・生理用品・下着・靴下・トレーニングウェア・水歯磨き・ガムテープ・ホイルラップ</p> <p>◆第3段階[水道復旧 7日～]◆</p> <p>食パン・米・麺類・肉・野菜・レトルト食品・バター・ジャム・緑茶・紅茶・コーヒー・味噌・醤油・菓子・石鹸・洗面用具・ほうき・洗剤・包丁・食器・鍋・マスク・歯磨き・歯ブラシ・文房具</p> <p>*季節品*</p> <p>殺虫剤(夏)・防寒具(冬)・雨具(雨期)・使い捨てカイロ(冬)・氷(夏)</p>
11	2009(平成21)年 7月28日	おなが薬局 小永正裕	<p>災害時における物資の供給に関する協定</p>
12	2009(平成21)年 8月3日	高知はた農業協同組合	<p>災害時における物資の供給に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業関係(ブルシート・長靴・軍手・雨具・ゴム手袋・簡易マスク) ・日用品等(ポリ袋・マスク・簡易ライター) ・保健衛生関係(マスク) ・冷暖房機器等(木炭) ・電気用品等(ガスボンベ) <p>◆第1段階[電気・ガス・水道ストップ 災害当日～3日]◆</p> <p>ガスボンベ・トイレットペーパー・軍手</p>

番号	協定年月日	相手方	内容
			◆第2段階 [電気復旧 4日～6日] ◆ ガムテープ
			◆第3段階 [水道復旧 7日～] ◆ 米・味噌・醤油・マスク・靴
			季節品 殺虫剤(夏)・雨具(雨期)
13	2009(平成21)年 8月14日	株式会社みやたエイト	災害時における物資の供給に関する協定 ・作業関係(軍手・ゴム手袋・簡易マスク) ・日用品等(割箸・ポリ袋・ホイル・ラップ・ ウェットティッシュ・マスク・衛生用ポリ手袋 [使 い捨て]・バケツ・水モップ・デッキブラシ・ 簡易ライター・使い捨てカイロ) ・水関係(飲料水) ・電気用品等(懐中電灯・ガスボンベ・ 乾電池) ◆第1段階 [電気・ガス・水道ストップ 災 害当日～3日] ◆ パン・牛乳・レトル食品・缶詰・粉ミルク・ 果物・ハム・ソーセージ・飲料水(缶・ペットボ トル)・ミネラルウォーター・紙コップ紙皿・箸・ 割箸・ガスボンベ・トイレットペーパー・紙おむ つ・包帯・消毒液・懐中電灯・電池・ 軍手・ポリバケツ ◆第2段階 [電気復旧 4日～6日] ◆ 弁当・パン・ごはん・牛乳・レトル食品・ 缶詰・粉ミルク・切り餅・カップ麺・インスタ ント味噌汁・野菜果物ジュース・清涼飲料 水・タオル・ウェットティッシュ・生理用品・ドライ シャンプー・下着・靴下・水歯磨き・ガムテープ・ ホイル・ラップ ◆第3段階 [水道復旧 7日～] ◆ 食パン・米・麺類・肉・野菜・レトル食 品・バター・ジャム・緑茶・紅茶・コーヒー・ 味噌・醤油・菓子・石鹸・洗面用具・ ほうき・洗剤・包丁・食器・鍋・マスク・ 歯磨き・歯ブラシ・裁縫セット・文房具

番号	協定年月日	相手方	内容
14	2009(平成21)年 11月25日	コーナン商事株式会社	<p>災害時における物資の供給に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業関係(ブルーシート・ヘルメット・長靴・軍手・雨具・スコップ・標識ロープ・防塵マスク・ゴム手袋・土のう袋・ホースリール・簡易マスク・皮手袋・ガラ袋) ・日用品等(割箸・ポリ袋・ホイル・ラップ・ウェットティッシュ・マスク・バケツ・水モップ・デッキブラシ・雑巾・簡易ライター・使い捨てカイロ) ・水関係(飲料水・水缶) ・冷暖房機器(大型石油ストーブ・木炭・木炭コンロ) ・電気用品等(投光器・懐中電灯・ガスボンベ・乾電池・コードリール) <p>◆第1段階 [電気・ガス・水道ストップ 災害当日～3日] ◆ 飲料水(缶・ペットボトル)・ミネラルウォーター・紙コップ紙皿・箸・割箸・カセットコンロ・ガスボンベ・トイレトイレットペーパー・紙おむつ・包帯・懐中電灯・携帯ラジオ・電池・軍手・ポリバケツ</p> <p>◆第2段階 [電気復旧 4日～6日] ◆ カップ麺・清涼飲料水・タオル・ウェットティッシュ・生理用品・ドライシャンプー・下着・靴下・水歯磨き・ガムテープ・ホイル・ラップ</p> <p>◆第3段階 [水道復旧 7日～] ◆ 石鹼・洗面用具・ほうき・洗剤・包丁・食器・鍋・マスク・歯磨き・歯ブラシ・裁縫セット・文房具</p>
15	2010(平成22)年 9月24日	幡東森林組合	災害時の応急対策活動協力に関する協定
16	2011(平成23)年 2月28日	株式会社 楓商店	<p>災害時における物資の供給に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業関係(ブルーシート・ヘルメット・長靴・軍手・雨具・スコップ・標識ロープ・防塵マスク・ゴム手袋・土のう袋・ホースリール・簡易マスク・皮手袋) ・日用品等(バケツ・デッキブラシ) ・電気用品等(投光器・コードリール・乾電池)
17	2011(平成23)年 5月23日	宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・松野町・鬼北町・愛南町・宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村	四国西南サミット 災害時相互応援協定
18	2012(平成24)年 3月30日	高知県建設士会	高知県被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
19	2011(平成23)年 9月6日	高知県電気工事業工業組合 中村支部	災害時における電気設備等の復旧に関する協定
20	2011(平成23)年 7月20日	社会福祉法人 黒潮福祉会	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定

番号	協定年月日	相手方	内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム かしま荘 ・通所介護事業所 鹿島ヶ浦 ・特別養護老人ホーム シーサイドホーム ・通所介護事業所 しおかぜ
21	2011(平成23)年 10月6日	幡多土木事務所	土佐西南大規模公園における津波防災対応に関する申し合わせ
22	2011(平成23)年 10月26日	国土交通省 四国地方整備局	災害時における情報交換及び支援に関する協定
23	2012(平成24)年 5月21日	宇和島市・八幡浜市・大洲市・ 西予市・内子町・松野町・鬼北町・ 愛南町・宿毛市・土佐清水市・ 四万十市・大月町・三原村	四国西南サミット 災害時相互応援協定
24	2013(平成25)年 1月15日	四国地方整備局 中村河川国道事務所	災害時等における情報共有に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省災害対策用ヘリコプターの映像情報 ・四国地方整備局が所有する衛星通信システムによる映像情報 ・四国地方整備局が設置している CCTV の映像情報 ・その他、災害時等における情報
25	2013(平成25)年 4月8日	四国電力株式会社	災害時に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ・電力設備の復旧
26	2013(平成25)年 10月1日	医療法人 寿会	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型老人保健施設ことぶき 受入れ可能人数 10人前後 [機能訓練室兼レクリエーションルーム 78.69 m²のうち 60 m²を避難者居住スペースとして提供可] ・畳 6畳程度使用可 ・ベッド、布団等避難居住に必要な備品等の備えなし ・上記に関わらず、入所定員 100 床のうち、空きベッドは使用可
27	2013(平成25)年 10月1日	社会福祉法人 土佐七郷会	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 大方誠心園 受入れ可能人数 30人 ベッドなし・布団持ち込み ・障害者支援施設 大方生華園 受入れ可能人数 10人前後 ベッドなし・布団持ち込み
28	2013(平成25)年 12月5日	NPO 法人 コメリ災害時対策センター	災害時における物資供給に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ・作業関係(作業シート・標識ロープ・ヘルメット・防塵マスク・簡易マスク・長靴・軍手・ゴム手袋・皮手袋・雨具・土のう袋・ガラ袋・スコップ・ホースリール) ・日用品等(毛布・タオル・割箸・使い捨て

番号	協定年月日	相手方	内容
			<ul style="list-style-type: none"> て食器・ポリ袋・ホイル・ラップ・ウェットティッシュ・マスク・衛生用ポリ手袋〔使い捨て〕・バケツ・水モップ・デッキブラシ・雑巾・簡易ライター・使い捨てカイロ ・水関係(飲料水〔ペットボトル〕、生活用水用ポリタンク) ・冷暖房機器など(大型石油ストーブ・木炭・木炭コンロ) ・電気用品など(投光器・懐中電灯・乾電池・カセットコンロ・カセットボンベ) ・トイレ関係など(救急トイレ)
29	2014(平成26)年 1月15日	株式会社フタガミグループ マルニクエスト古津賀店	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策活動への協力に関する協定 ・防災要請 ・黒潮町が実施する防災イベントへの参加 ・その他黒潮町が必要と認める事項
30	2014(平成26)年 4月28日	高知県西部舗装協会	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における支援活動に関する協定
31	2014(平成26)年 5月27日	西日本電信電話株式会社 高知支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書
32	2014(平成26)年 5月28日	一般財団法人 高知県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急生活物資の供給に関する協定書
33	2015(平成27)年 2月2日	特定非営利活動法人 AMDA(アムダ)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合の支援と受け入れに関する協定書
34	2015(平成27)年 2月26日	(株)土佐西南企画及び 三和ハウス美建(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における施設利用の協力に関する協定書
35	2015(平成27)年 4月1日	一般社団法人 BERT INTAERNATIONAL	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災及び災害時の連携に関する協定
36	2015(平成27)年 6月4日	土佐佐賀温泉こぶしのさと	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設に係る協定
37	2015(平成27)年 6月16日	黒潮町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急対策活動等協力に関する協定書
38	2015(平成27)年 6月19日	黒潮町内等郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における協力に関する協定
39	2016(平成28)年 4月1日	高知県教育長(幡多青少年の家)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難所等施設利用に関する協定書
40	2017(平成29)年 4月4日	四万十黒潮旅館組合	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供
41	2018(平成30)年 3月19日	高知はた農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における施設の優先使用に関する協定書(庁舎用地設置のコイン精米機)
42	2018(平成30)年 8月21日	(株)ゼンリン高知営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
43	2018(平成30)年 11月19日	四万十市 幡多中央消防組合 (有)幡多コンクリートサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における消防用水等の確保に関する協定書

8 通信

8-1 消防無線配備状況

デジタル無線配備表（平成30年4月現在）

免許	識別番号	配備先	管理用名称	摘要
可搬型	はたしょうぼうおおがたかはん 1	役場 本庁	役場本庁 可搬型無線機	5 W
	はたしょうぼうさがかはん 1	役場 支所	役場支所 可搬型無線機	5 W
携帯型 デジタル無線機	はたしょうぼう くろしお201	役場 本庁	本庁 (デジタル)	NO. 1/3 1 W
	はたしょうぼう くろしお202	役場 本庁	本庁 (デジタル)	NO. 2/3 1 W
	はたしょうぼう くろしお203	役場 本庁	本庁 (デジタル)	NO. 3/3 1 W
	はたしょうぼう くろしお204	役場 支所	支所 (デジタル)	NO. 1/3 1 W
	はたしょうぼう くろしお205	役場 支所	支所 (デジタル)	NO. 2/3 1 W
	はたしょうぼう くろしお206	役場 支所	支所 (デジタル)	NO. 3/3 1 W
	はたしょうぼう くろしお207	団 長	団 長 (デジタル)	1 W
	はたしょうぼう くろしお208	東部方面 隊長	東部方面隊長 (デジタル)	1 W
	はたしょうぼう くろしお209	中部方面 隊長	中部方面隊長 (デジタル)	1 W
	はたしょうぼう くろしお210	西部方面 隊長	西部方面隊長 (デジタル)	1 W
車載型無線機	はたしょうぼう くろしお10	役場 本庁	800 さ 30-26	
	はたしょうぼう くろしお14	役場 支所	57 に 58-84	
	はたしょうぼう こぶしのかわ1	拳ノ川分団	88 す 38-54	
	はたしょうぼう いよき1	伊与喜分団	88 す 26-21	
	はたしょうぼう さが1	佐賀分団 (積載車)	88 す 16-84	
	はたしょうぼう さが2	佐賀分団 (ポンプ車)	800 さ 46-94	
	はたしょうぼう すず1	鈴分団	88 す 45-73	
	はたしょうぼう いた1	伊田分団	88 す 22-82	
	はたしょうぼう ありいがわ1	有井川分団	830 さ 10-91	
	はたしょうぼう かみかわぐち1	上川口分団	830 さ 7-17	
	はたしょうぼう みながわ1	蜷川分団	88 す 17-71	
	はたしょうぼう ぶち1	鞭分団 (新)	830 さ 19-11	
	はたしょうぼう ぶち2	鞭分団 (旧)	88 す 22-83	

免許	識別番号	配備先	管理用名称	摘要
	はたしょうぼう はやぎき1	早咲分団	800 さ 62-35	
	はたしょうぼう いりの1	入野分団 (ポンプ車)	833 ち 1-19	
車載型無線機	はたしょうぼう いりの2	入野分団 (軽)	883 あ 9-11	
	はたしょうぼう たのくち1	田の口分団	830 す 96-40	
	はたしょうぼう たのうら1	田野浦分団 (ポンプ車)	830 せ 96-40	
	はたしょうぼう たのうら2	田野浦分団 (軽)	880 あ 10	
	はたしょうぼう いでぐち1	出口分団 (新)	830 さ 10-97	
	はたしょうぼう いでぐち2	出口分団 (旧)	88 す 17-70	
	合 計	33台		

8-2 災害時優先電話

設場建物等	住 所	電話番号	備考
拳ノ川小学校	拳ノ川 243	0880-55-7355	
総合保健センター	拳ノ川 31-1	0880-55-7373	
拳ノ川診療所	拳ノ川 31-1	0880-55-7111	
高齢者生活福祉センターこぶし	拳ノ川 31-1	0880-55-7017	
伊与喜小学校	伊興喜 78	0880-55-2069	
黒潮町役場佐賀支所	佐賀 1092-1	0880-55-3113	
		0880-55-3115	
佐賀保育所	伊与喜 669-1	0880-55-2117	
佐賀診療所	佐賀 746-1	0880-55-2037	
佐賀小学校	佐賀 960	0880-55-2032	
佐賀中学校	佐賀 600	0880-55-2027	
特別養護老人ホームかしま荘	佐賀 3177	0880-55-3591	
通所介護事業所鹿島ヶ浦	佐賀 3177	0880-55-3555	
上川口小学校	上川口 569	0880-44-1127	
南郷小学校	浮鞭 717	0880-43-1124	
黒潮町役場本庁	入野 5893	0880-43-2111	
		0880-43-0044	教育委員会
大方中学校	入野 5220	0880-43-2223	
入野小学校	入野 5556	0880-43-3005	
大方くじら保育所	上川口 1068-1	0880-44-1112	
大方中央保育所	入野 5695	0880-43-0511	
大方町民館	入野 833-1	0880-43-1204	
南部保育所	田野浦 164-2	0880-43-3481	
田ノ口小学校	下田の口 1925	0880-43-1119	
三浦小学校	出口 2480	0880-43-1114	

8 - 3 関係報道機関一覧

【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
日本放送協会高知放送局 くろしお報道室	T E L (0880) 35-3541 F A X (0880) 35-4901
日本放送協会高知放送局 高知放送局放送部	T E L (088) 823-9580 F A X (088) 873-0337
高知さんさんテレビ株式会社 報道部幡多支局（報道委託先 (有)ゴクローサ ン/KHK)	T E L (0880) 34-1470 F A X (0880) 34-9797
高知さんさんテレビ株式会社	T E L (088) 880-1234 F A X (088) 885-0621
(株)テレビ高知 中村支局	T E L (0880) 34-4444 F A X (0880) 34-7180
(株)テレビ高知	T E L (088) 880-1133 F A X (088) 884-1843
スワンテレビ	T E L (0880) 62-0888 F A X (0880) 62-0889
R K C 高知放送 幡多支局	T E L (0880) 34-4410 F A X (0880) 31-0125
R K C 高知放送	T E L (088) 825-4216 F A X (088) 824-7893
エフエム高知	T E L (088) 872-1100 (代表) F A X (088) 875-8787
高知新聞 幡多支社	T E L (0880) 34-3151 F A X (0880) 31-0125
毎日新聞 四万十通信部（報道委託先 (有)せいぶ印刷工 房)	T E L 090-5278-4101 F A X (0880) 37-3888
読売新聞大阪本社 四万十通信部	T E L (0880) 34-3011 F A X (0880) 34-3012
朝日新聞 四万十支局	T E L (0880) 35-2076 F A X (0880) 35-3756
I W K（黒潮町光ネットワーク）	情報防災課 T E L (0880) 43-2188 黒潮町光ネットワークセンター T E L (0800) 200-1373